

簡易株式交換公告

平成 29 年 5 月 12 日

株主各位

沖縄県那覇市久茂地一丁目 11 番 1 号
株式会社琉球銀行
取締役頭取 川上 康

当行は、平成 29 年 5 月 10 日開催の当行取締役会において、平成 29 年 7 月 31 日を効力発生日として、株式会社琉球リース（住所：沖縄県那覇市久茂地一丁目 7 番 1 号）を当行の完全子会社とする株式交換を行うことを決議しましたので公告いたします。

この株式交換は、会社法 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の開始の日から 2 週間以内に書面によりその旨をご通知下さい。

以上

公告中断についての追加公告

平成 29 年 7 月 20 日午前 3 時 55 分から午前 5 時 01 分までの間、設備メンテナンスのため公告を中断しました。